

令和元年6月27日現在

機関番号：37402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380732

研究課題名(和文) 日本における離別後の共同養育の課題と可能性についての調査研究

研究課題名(英文) Research on custody in Japan from the viewpoint of children's best

研究代表者

山西 裕美 (YAMANISHI, Hiromi)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：00320482

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本での離別後の子どもに対する共同養育と共同親権実施に対する課題について、既に共同親権を取り入れた韓国や台湾など日本と同質な家族主義福祉国家体制の東アジアの国々との比較研究を通じ、「子どもの最善」の視点から明らかにしようとしたものである。

その結果、欧米で標準的な離別後の共同親権や共同養育は、東アジア諸国では社会構造によるジェンダーが運用上の課題を残していることが判明した。特に日本では、離別後の単独親権下での父親の養育費不払いの常態化と母親による一方的子どもの扶養責任の慣行が残されたままの面会交流の導入により、「子どもの最善」を阻害している場合もみられることが浮き彫りになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本でも離別後の共同親権導入の検討が始まったが、本研究を通じ、共同親権実施に対し社会的対応が必要な以下の課題が明らかとなった。1) 子どもと別に暮らす親からの養育費分担の確保や親としての責任が自覚できる仕組みの早期確立 2) 家族主義福祉国家の性別役割分業意識が社会構造の随所に反映されていることへの対応 3) DVや児童虐待事例等、ケースを個別化して当事者の思いに耳を傾ける丁寧なケースワークが求められること 4) 当事者の気持ちや立場を理解し、必要な知識や情報を提供する当事者支援の公的仕組みの整備。外国人労働者の在留資格拡大に伴い今後増加が予測される外国人親子の場合、一層これらの対応が必要である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the relationship between the international standards of joint custody and law philosophy with the type of Welfare States. Both Japan, Taiwan and Korea generally adopted East Asia Model type of Welfare States, so called "familialism". Through questionnaire survey and interviewing divorced parents, this research proves that Taiwan and Korea have implemented the joint-custody for more than 20 years, but divorced parents are still struggling for the gender issues derived from the social structure of the family oriented welfare system. Japan still maintains the alone-custody in civil law, however, the national enlightening activities (effected by "children's best") caused the divorced mothers to raise their children alone without any financial support from their ex-husbands, and to accept their ex-husbands' visit and contacting with their children. That causes them much mental agony and also causes their children very high poverty rate in Japan.

研究分野：家族社会学

キーワード：custody familialism children's best Far East countries

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 国内法と国際法対応との齟齬

日本の民法819条では、離別後の未成年子の親権は単独親権制度である。しかし、日本でも2014(平成26)年4月1日より発効した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、「ハーグ条約」)により、国外からの返還要求に対しては必要に応じて共同親権制へも対応が求められることとなった。その結果、日本では、国内での監護事件に対しては単独での親権者指定であり、かつ母親が父親に無断で子ども連れ出し別居しても「監護の継続性・安定性」を判断基準とし母親が親権者になることが一般的であることから、ハーグ条約による国外への対応と矛盾が生じる事態となった。

### (2) 家族主義福祉国家体制と離別後の「子どもの最善」

日本でも1994(平成6年)年に発効した「子どもの権利条約」第9条第3項に、分離されている児童に対する父母との人的な関係および直接の接触を維持する権利の尊重が示されている。そのため、2011年の「民法の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)により、離婚時に子の監護に必要なことに関し面会交流や養育費の分担が明文化されたことに加え、離別後の子の監護について必要な事項を定めるに当たっては「子の利益を最も優先」して考慮することが明記された。

しかし、未成年子を持つ夫婦の離婚の場合、8割以上で母親が全児の親権を持つ一方で、子どもの監護事件数の増加や審理期間の長期化、特に面会交流に関する事件が急速に増えてきており、親権者指定に関する事件も増加傾向にある。このことは、両親、特に父親の意識変化によるこれまでの離別後の単独親権制度の抱える問題の表出と同時に、「子どもの最善」を巡って両親間の争いに巻き込まれる子どもの増加を示すものでもあった。

グローバル化が進行する中で、離別後の親権や養育の在り方について見直しが求められるようになってきた日本国内での状況下、これから日本の国内条件をどう整えていくのか十分な検討が必要となっていた。

## 2. 研究の目的

### (1) グローバル・スタンダードな離別後の共同親権・共同養育と日本の今後について

離別後の子どもの親権や共同養育を巡る当時の日本の社会背景を鑑み、現行民法の離別後の単独親権制に対し、「子どもの権利条約」や「ハーグ条約」など、国際的には離別後の子どもに対する共同親権、共同養育が趨勢であることから、日本の今後の離別後の親権や共同養育の在り方について検討する必要がある。

### (2) 家族主義福祉国家における離別後の共同親権・共同養育実施と「子どもの最善」との関係

日本での共同養育や共同親権実施に際しての課題と効果について、既に離別後の共同親権制度を取り入れているが家族観やその背景が欧米と比べて日本と同質な家族主義福祉国家体制にある韓国や台湾といった「東アジア・レジーム」と呼ばれる東アジアの国々との比較研究を行い、「子どもの最善」の視点から課題を明らかにしようとした。

## 3. 研究の方法

### (1) 制度比較研究

共同親権・共同養育に関する各国民法に規定された内容など日本と韓国や台湾における法制

度に関する比較研究、および日本における親権や共同養育に関する裁判所の判決事例研究を通じての国内における法的対応と、「ハーグ条約」に基づき国外から求められた対応における「子どもの最善」についての国内裁判所判決の齟齬など、制度比較研究を行った。

#### (2) ひとり親当事者へのアンケート調査およびインタビュー調査結果に基づく比較研究

日本、韓国、台湾の各国のひとり親家庭支援に関わる行政機関や施設、自助団体の協力を得て、現地ひとり親家庭の親対象にアンケート調査およびインタビュー調査を行い、当事者自身の離別後の共同養育や親権についての体験や思い、運用の実際や問題点などについて比較研究を行った。各国調査実施に際しては、研究代表者所属大学の倫理調査審査会での審議を受け、承認を得て行った(承認日付：日本 2016/7/13, 台湾・韓国 2016/9/30)。

### 4. 研究成果

#### (1) 日本の離別後の親権制度と”二重のダブル・スタンダード“

日本の制度的課題は、民法での離別後の単独親権制度の影響による親権者である母親への養育負担の偏りと、2014年に加盟したハーグ条約に対する国内外に対して司法判断が異なることである(山西,2018a 山西・周,2018)。

前述したように、離別後の親権に対し国内では民法第819条において、協議離婚の場合も、裁判所での離婚の際でもいずれの場合でも単独親権制である。このことは、本来離別後の子の共同養育と相反することではなく、専門家の間では単独親権制度でも法律の解釈上旧民法766条第1項の離別後の子の「監護について必要な事項」に養育費や面会交流などの共同養育が含まれると考えられており、子の監護は子どもの利益の観点から決められるべきことであった(榊原富士子・池田清貴,2017)。

しかし、これまで条文に明文化されていなかったため、離婚の8割を占める協議離婚での母子世帯の6割が養育費の取決めをしておらず、取り決めをした場合でも調査現在でも受け取っている母子家庭は53.3%である。面会交流の取り決めについては、協議離婚の母子家庭では7割が取り決めをしていない。そのため、日本のひとり親家庭の貧困率は54.6%と高い(平成25年国民生活基礎調査結果)。本来、未成年子の養育は両親に責任があるが、離婚前は共同親権だが離別後は単独親権という民法の規定のため、子どもと離れて住むもう一方の親の子の監護についての認識が弱いことがうかがえる。

子どもの養育責任が母親に期待されることは、結果的に離別時に父親に無断で母親が子どもを連れ去ることは、国内においては司法判断上、子の「監護の継続性・安定性」に基づき合法と判決が下される(山西,2018a)。しかし、同じ日本の最高裁判所による判決でも、父親に無断での国外からの母親による子の連れ去り事件に対する父親からの返還請求では、「ハーグ条約」加盟国として違法と判断された([人身保護請求事件]平成30年7月17日/名古屋高等裁判所ID 28263557)。日本国内外の離婚で適用される親権制度が異なる“ダブル・スタンダード”だけでなく、母親による同様の行為に対する判決基準が異なるという“二重のダブル・スタンダード”が生じていることが明らかになった(山西・周,2018)。

#### (2) 東アジアの家族主義福祉国家体制がもたらす離別後の共同親権・共同養育への影響

20年以上前から離別後に共同親権・共同養育が選択可能な韓国や台湾では、離別後の親権をめぐり制度上および運用上で様々な課題があることが判明した。

韓国の場合、協議離婚および裁判離婚の場合とも、養育すべき子どもがいる場合は3ヵ月の

熟慮期間が設けられるが、その熟慮期間が表面化しており、離婚するしないに関わらず、親として本当の意味での責任感や自覚を形成するようなプログラムになっていない。そのため、離別後の共同養育を履行するには、子どもと離れて住むもう一方の親である父親の共同養育への理解と協力が不可欠となるが、実際には、養育費も含め、父親があまり協力してくれない、再婚でコンタクトを取りたくないなどの場合には連絡がつかないなど、両親による子どもの共同養育が困難という問題が起こっている(山西,2018b)。

台湾の場合も、もう一方の親から養育費の分担が無くても制度上共同親権の場合、行政からの各種手当が受け取れない。特に、外国人配偶者の場合、親権と居住権の喪失が連動しているために、もう一方の親の考えに翻弄され、外国人の親や子どもにとって不利な条件での親権や共同養育内容について合意せざるを得ない可能性が高くなっている。

さらに、台湾では共同親権が選択可能になって20年以上経っても未だ父親の親権取得率も高く、8割の母親が親権を採る日本と異なり、家父長制の影響もうかがえる。裁判上でも東南アジア諸国の親が親権において不利な判決になることも指摘されていることから、本来「子どもの最善の利益」を第一に親権者の判断と監護内容が選択されるはずなのに、台湾の文化や周辺国との関係など様々な異なる要素が入り混じることが明らかになった(山西・周,2018 山西・周,2019)。

### (3) “科学知識”としての離別後の共同養育の捉え方と当事者性との齟齬について

アンケートおよびインタビュー調査結果から日台韓3カ国の共通点は、親権制度に関わらず、子どもを育てている母親の共同養育に対する理解が大変進んでいることである。しかし、そのことが結果的に父親からの養育費なしの共同養育という結果にも繋がっている。離別後に単独親権、共同親権のいずれの親権かに関わらず、共同養育については明確な養育費の分担と効果的な支払いの制度化が必要である。

また、「子どもの最善の利益」実現としての共同養育の理念の社会的浸透が進んでいる一方で、当事者には具体的な制度的知識や社会資源についての情報の提供や、当事者に寄り添い支える専門家による支援が与えられていない。さらに周囲の性別役割分業観や外国人の親に対する社会経済的非対称性など社会構造上の問題もあり、「子ども最善の利益」としての離別後の共同養育という理念と現実社会での運用上の齟齬も課題として浮かび上がった。

共同養育や共同親権が「子どもの最善」だからと専門家による司法科学的知識を一方通行的に押し付けられても、これまで離婚や離別を考えたことが無いため知識や判断基準がまだ持て無い当事者である親にとって、それが自分や子どものケースに相当するのか判断がつかない。これを一般人には知識が無いと「欠如モデル」として捉えるのではなく、当事者の立場や思いを知る「双方向的コミュニケーション」が必要である(小林,2011)。未成年子を伴う個々の離婚に際しては、共同養育や共同親権が「子どもの最善」と誰にでも当てはまる一般論としてではなく、「この親子」に対して向かい合うことが求められる。インタビューでも「この子どもの最善」について考えて欲しいと指摘があったが、ケースを個別化し、当事者の思いに耳を傾ける丁寧なケースワークが求められていることが明らかになった。特にDVや児童虐待事例などの問題を抱えるケースについてはなおさらである(山西裕美・周典芳,2019 山西裕美,2019)。

#### <参考文献>

小林傳司,2011,「科学コミュニケーション」,『科学論の現在』,勁草書房。

榊原富士子・池田清貴,2017,『親権と子ども』,岩波書店。

山西裕美,2018a,「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」,熊本

- 学園大学社会福祉研究所『社会福祉研究所報』,Vol.46,pp.1-19.
- 山西裕美,2018b,「離別後の親権についての日韓比較研究」,熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』,Vol.45,pp.1-24.
- 山西裕美・周典芳,2018,「離別後の親権についての日台比較研究-制度の視点からの一考察」,熊本学園大学『社会関係研究』,Vol.23-1,pp.51-79.
- 山西裕美・周典芳,2019,「離別後の親権についての日台比較研究 - 東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察」,熊本学園大学『社会関係研究』,vol.24-2,pp.1-31.
- 山西裕美,2019,「離別後の親権についての日韓比較研究 - 東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察 - 」,熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』,vol.46,pp27-49.

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計5件)

- 山西裕美,2019,「離別後の親権についての日韓比較研究 - 東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察 - 」,熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』, 査読無, vol.46,pp27-49.
- 山西裕美・周典芳,2019,「離別後の親権についての日台比較研究 - 東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察」,熊本学園大学『社会関係研究』,査読有, vol.24-2,pp.1-31.
- 山西裕美・周典芳,2018,「離別後の親権についての日台比較研究-制度の視点からの一考察」,熊本学園大学『社会関係研究』, 査読有, Vol.23-1,pp.51-79.
- 山西裕美,2018a,「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」,熊本学園大学社会福祉研究所『社会福祉研究所報』, 査読有, Vol.46,pp.1-19.
- 山西裕美,2018b,「離別後の親権についての日韓比較研究」,熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』, 査読無, Vol.45,pp.1-24.

### 〔学会発表〕(計6件)

- YAMANISHI Hiromi,2019, Custody in Far East countries, comparing Japan with Korea and Taiwan - from the view point of best interests of the child, Colloquium “parcours de vie et inégalités”, Université de Lausanne.
- 山西裕美・周典芳, 2018, 「離別後の親権についての日台比較研究 - 東アジアの家族主義福祉国家における共同親権・共同養育についての一考察 - 」(ポスターセッション), 第91回日本社会学会大会.
- 山西裕美・周典芳, 2018, 「日本における離別後の親権と共同養育についての考察- 日台比較研究の視点から」, 日本家族社会学会第28回大会.
- 周典芳・山西裕美, 2018, 「台湾における離別後の親権と共同養育についての考察 - 日台比較研究の視点から」, 日本家族社会学会第28回大会.
- 山西裕美, 2018, 「東アジア家族主義福祉国家における共同親権・共同養育についての一考察 - 日台比較研究の視点から」, 関西家族社会学研究会.
- 山西裕美, 2017, 「日本における共同親権・共同養育の課題と可能性についての一考察」, 関西家族社会学研究会.